

## 学術集会での発表における利益相反（COI）開示について

日本皮膚科学会は、本学会会員などの利益相反（Conflict of Interest, COI と略す）状態を公正にマネージメントするために、「医学研究の利益相反に関する指針の細則」を定めております。「指針」、「細則」の詳細については日本皮膚科学会雑誌または日本皮膚科学会ホームページをご参照ください。ホームページには疑問点にお答えできるように Q & A もアップロードしています。会員の皆様のご理解とご協力をなにとぞよろしくお願い申し上げます。

### ◆発表時における利益相反の開示

会員、非会員の別を問わず、筆頭発表者は該当する COI 状態について、発表スライドの最初（または演題・発表者などを紹介するスライドの次）に様式 1-A、1-B により、あるいはポスターの最後に所定の様式 1-C により開示していただきますようお願いいたします。

症例報告も含めすべての発表が自己申告の対象となります。ただし対象となるのは「発表内容に関連のある企業や団体」との関係のみです。関連があるかないかは発表者の判断にゆだねますが、ぜひ積極的な開示をお願いいたします。申告すべき COI がない場合は「なし」と申告してください。

〇〇が有効であった××の1例

皮膚科 太郎(□□医科大)

COI開示：演題発表に関連し、開示すべき利益相反（COI）関係にある企業・法人組織や営利を目的とした団体はありません。

様式 1-A

日本皮膚科学会  
COI 開示

筆頭発表者名

演題発表に関連し、開示すべき利益相反（COI）関係にある企業・法人組織や営利を目的とした団体などとして、

①顧問：	〇〇製薬
②株保有・利益：	〇〇製薬
③特許使用料：	〇〇製薬
④講演料：	〇〇製薬
⑤原稿料：	〇〇製薬
⑥受託研究・共同研究費：	〇〇製薬
⑦奨学寄付金：	〇〇製薬
⑧寄付講座所属：	〇〇製薬
⑨贈答品などの報酬：	〇〇製薬

開示すべき内容がある項目のみ記載

様式 1-B

ポスターの最後に以下を記載する（開示すべき内容がある項目のみ記載）。

COI 開示：演題発表に関連し、開示すべき利益相反（COI）関係にある企業・法人組織や営利を目的とした団体などとして、

①顧問：	〇〇製薬
②株保有・利益：	〇〇製薬
③特許使用料：	〇〇製薬
④講演料：	〇〇製薬
⑤原稿料：	〇〇製薬
⑥受託研究・共同研究費：	〇〇製薬
⑦奨学寄付金：	〇〇製薬
⑧寄付講座所属：	〇〇製薬
⑨贈答品などの報酬：	〇〇製薬

様式 1-C

## 学会発表にあたって発表者が行うべき手続について

診療で得られた経験なのか、研究で得られた新たな知見なのかを明確にする必要がある。(論文発表は投稿規程に従うが、これを参考にすることができる)

### 1. 症例報告

(1) 診療で得られた経験を共有するために、報告する

→ 1.(1) は、十分に匿名化して発表する場合には、手続は必要ない。(「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守する)

### 2. 観察研究

(1) 診療で得られた経験を研究としてとりまとめる。

(2) 新たな知見を得るために、通常の診療に上乗せしてアンケートや検査項目を追加する等して、その結果をとりまとめる(侵襲無し又は軽微)。

(3) 新たな知見を得るために、通常の診療に上乗せして侵襲的行為(生検等)を追加し、その結果をとりまとめる(侵襲あり)。

→ 2.(1), (2), (3) は、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に従って、研究計画書の作成、倫理審査委員会の審査、機関の長の許可等が必要。

### 3. 介入研究

(1) 新たな知見を得るために、医薬品・医療機器でないもの(生活習慣や食品等)を使用し、その有効性や安全性を評価する。

→ 3.(1) は、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に従って、研究計画書の作成、倫理審査委員会の審査、機関の長の許可等が必要。

(2) 新たな知見を得るために、承認済みの医薬品・医療機器を適用の範囲内で使用し、その有効性や安全性を評価する。

→ 3.(2) は、臨床研究法に従って、研究計画書の作成、認定臨床研究審査委員会の審査、医療機関の管理者の承認が必要。

(3) 新たな知見を得るために、未承認又は適用外の医薬品・医療機器を使用し、その有効性や安全性を評価する。

(4) 新たな知見を得るために、製薬会社等から臨床研究実施のための資金提供を受け、その会社が販売する医薬品・医療機器を使用し、その有効性や安全性を評価する。

→ 3.(3), (4) は、臨床研究法に従って、研究計画書の作成、認定臨床研究審査委員会の審査、医療機関の管理者の承認、国への届出が必要。

### 序 文

日本皮膚科学会は、皮膚科学に関する教育・研究と医療について、その連携連絡を図り、皮膚科学の進歩・普及に貢献し、もって学術文化の発展に寄与することを目的とする学術団体である。日本皮膚科学会が主催もしくは支援して開催する学術大会（総会学術大会、支部学術大会、地方会）、講習会、その他の研究集会（以下「学会等」）における発表や講演は、その積極的な情報共有が皮膚科学の進歩・普及に大いに寄与し、国民の健康と福祉の向上に重要な役割を果たしてきた。同時に、発表や講演で共有される医療情報（皮疹・皮膚画像写真を含む）には個人情報も含まれるため、日本皮膚科学会が主催もしくは支援して開催する学会等において、個人のプライバシーが保護されるよう、これまでも配慮されてきたし、これからも十分に配慮されなければならない。

以下の細目は、上記の認識のもとに日本皮膚科学会が決定した、学会等での発表や講演におけるプライバシー保護に関する指針である。本指針は、日本皮膚科学会が主催もしくは支援して開催する学会等における発表や講演の際に、発表者又は講演者が遵守すべき指針である。また、日本皮膚科学会会員が他の学会等で発表や講演する際にも、本指針を遵守することが望ましい。

なお、本指針を遵守しても、発表や講演におけるプライバシー保護に関する責任は、常に発表者自身に帰することを留意されたい。極めて希少な疾患に罹患している等、以下の細目によっても個人を特定できる可能性のある場合は、原則として、発表内容に関する同意を患者（患者でない場合は発表対象者。以下、同じ。）自身または代諾者から得る。但し、同意を得ることが困難である、発表や講演の内容を患者である発表対象者が知った場合に診療上の不都合が生じる可能性がある、など特段の事情がある場合には、所属施設の長あるいは倫理や個人情報保護に関する委員会などの承認を得ることが望ましい。

### 細 目

#### 1) 患者の氏名等

氏名、患者ID（診察券番号、カルテ番号、入院番号など）、イニシャル等は個人を特定できる可能性があるため記載しないこと。また、生年月日は、学術的に不可欠である場合を除いては記載せず、齢表示（日齢、年齢等）とする。

#### 2) 臨床検査データ番号

生検、剖検、画像情報等の臨床検査データに含まれる番号等は、個人を特定できる可能性があるため、記載しない。

#### 3) 患者の人種等

患者の人種、国籍、出身地、信教、信条、生活習慣、嗜好は、学術的に不可欠である場合を除いては記載しない。

#### 4) 患者の居住地、疾患の発生地

患者の居住地や疾患の発生地は記載しないこと。但し、これらの情報が学術的に不可欠である場合に限り区域（都道府県名あるいは市区町村名）までに限定し記載する（例：東京都あるいは文京区）。

#### 5) 日付

齢表示と時間経過（初診後何年、何月、何日、など）で臨床経過を記述できうる場合には、この記載法を優先する。日付は臨床経過を知る上で必要となることがあるため、個人を特定できない場合は、年月までを記載してよい。

#### 6) 患者の家系・家族歴

患者の家族に関する情報を記載する場合には、家系および家族の職業も含め、患者および家族個人を特定できないよう十分に配慮する。特に遺伝性疾患においては、個人または家系を特定できる情報と

なることで患者および家族の社会的不利益とならないように留意する。

7) 患者が診断・治療を受けた他の施設名等

既に他施設などで診断・治療を受けている場合、学術的に不可欠である場合を除いては、その施設名ならびに所在地を記載しない。

8) 皮疹・皮膚画像写真

顔写真を使用する場合には、内眼角から外眼角、上眼瞼から下眼瞼の睫毛で囲まれる範囲を完全に隠す。なお、眼瞼、眼瞼周囲、あるいは眼球の写真を使用する必要がある場合は、学術的に不可欠な部分に限った拡大写真とする。その場合は、1枚の写真で同時に両眼を含まないようにし、発表内で提示される一連の写真の組み合わせ（例：顔写真（目隠しあり）と眼部の拡大写真の組み合わせなど）によって個人を特定できないようにする。

衣服・アクセサリー・刺青などの個人を特定できる可能性のある情報や、撮影地域・場所を特定できる可能性のある背景情報が映り込まないようにする。但し、服飾・アクセサリー・刺青などの情報が学術的に不可欠な場合は、この限りでない。

2017年9月1日

公益社団法人日本皮膚科学会

\*上記を含めた日本皮膚科学会 学会発表・講演におけるプライバシー保護指針の詳細については、日本皮膚科学会ホームページを参照すること。